主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由について

古河市あき地等に係る雑草等の除去に関する条例(昭和六三年古河市条例第一八号)が憲法二九条に違反するものでないことは、最高裁昭和二九年(オ)第二三二号同三五年六月一五日大法廷判決・民集一四巻八号一三七六頁、最高裁昭和三六年(あ)第二六二三号同三八年六月二六日大法廷判決・刑集一七巻五号五二一頁の趣旨に徴して明らかであり、右と同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。所論のいうその余の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官 全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

郎	次	敏	島	中	裁判長裁判官
昭			島	藤	裁判官
平		良	崎	木	裁判官
也		勝	西	大	裁判官